

補助金等適正化に関する基本指針
～補助金の適正化に向けて～

平成 21 年 11 月
香芝市政経営企画本部

《目次》

1. はじめに	1
2. 基本的な考え方.....	1
(1) 補助金等の支出根拠.....	1
(2) 補助金の定義.....	1
(3) 運営費補助と事業費補助の区分け.....	2
3. 現状と問題点	2
(1) 運営費補助金.....	2
(2) 事業費補助金.....	3
4. 補助金交付基準の見直し	3
(1) 補助金等の見直しの基準.....	3
(2) 適正化のための方策.....	4
(3) 適正化への取組み.....	5
5. 今後の補助制度のあり方、方向性について	5
(1) サンセット方式を原則とする.....	5
(2) 運営補助から事業補助へ転換する.....	5
(3) 第三者機関による定期的な見直しを行う	6
(4) 補助金の公表について	6
(5) 公募型補助金制度創設に向けて	6

1. はじめに

補助金等は、これまで、その時々々の公益上の観点から創設され、行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで重要な役割を果たしてきている。

しかしながら、補助金等の交付が継続的に長期にわたることで交付団体にとって既得権益化されてしまい、交付された団体は、補助金等への依存度を強め、自主努力で運営を行う姿勢が希薄化する傾向がある。さらに、行政も補助金等を交付することで目的が達成されたとし、補助金等の使途について真に目的にかなっているかの確認をおろそかになりがちである。

また、補助金等は市民の税金から支出されるものであり、その公益性、必要性、有効性等を厳正に見極め限られた財源の有効活用を図るとともに制度間の不均衡を是正し、公平性、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たす必要がある。

そうしたことから、補助金の適正かつ効果的な交付を行い、広く市民に開かれた補助金制度を確立するため、ここに「補助金等適正化に関する基本指針」を策定する。

2. 基本的な考え方

(1) 補助金等の支出根拠

補助金等は、市が団体、個人の行う特定の事務事業に対し、公益上必要がある場合に、その事務事業の実施に資するために、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うことにより、行政目的を効果的かつ効率的に達成しようとするものである。

公金の支出対象、範囲については、憲法第89条で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に給してはならない。」また、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

ただし、公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。(昭和28年6月29日行政実例)とされているところである。

したがって、補助金の認定については、真に公益性(社会のためになるかどうか)があるかを客観的にまた公平に判断することが重要になる。

(2) 補助金の定義

補助金という言葉は、広義、狭義で様々な意味で使用されるが、最も広義では、国から地方公共団体若しくは民間等に対し、又は地方公共団体から他の公共団体若しくは民間等に対し、各種行政上の目的をもって交付される現金給付を指すものである。

広義の補助金には、法令上当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金をも含むと解されているが、地方自治法第232条の2に言う補助金は財政的援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金を指すものと解される。

補助金等の支出に係る予算上の取扱いとしては、地方自治法施行規則の定めるところ

により、「19節 負担金補助及び交付金」として区分されており、この負担金、補助金、交付金の定義としては、一般的に次のとおりとなる。

負担金・・・法令又は契約等に基づいて国、他の地方公共団体等に負担しなければならない経費。

補助金・・・特定の事業又は研究する者に対し、その事業や研究の遂行を助成するため法令の規定に基づき交付するもの、又は公益上必要な事業、行為等に対する保護、奨励のため交付する経費。

交付金・・・法令、条例等により、団体又は組合等に地方公共団体の事務を委託している場合に、その事務処理の報償として交付するもの。

※なお、「13節 委託料」が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金は報償として交付される点で異なる。

(3) 運営費補助と事業費補助の区分け

運営費補助・・・特定の団体の設置目的やその団体が行なう事業の公共性、公益性に着目し、当該団体の運営費に当てるために交付するもの。

事業費補助・・・公共的、公益的な事業を実施する場合に交付するもの。

(4) 準公共的団体

本来、行政が実施しなければならない事業等を市に代わって実施するため、市の関与によって設立された団体。

3. 現状と問題点

補助金は各種要綱に従って交付されているが、要綱によって制定された時期が異なり、共通の基準を持っていない。さらに、一度交付されるとそれ以降、同じ団体に慣行的に継続して交付されることが多く、その審査も形式的なものとなりがちである。また交付団体にとっては補助金が既得権化し、毎年交付されるのが当たり前という感覚になる傾向があり、団体の活動がマンネリ化するなど自主性を損なう一因ともなり、また団体自らの効果的・効率的運営を阻害してしまう。さらに新規に設立された団体や新規事業に対して補助金を交付する仕組みがないことも補助金の硬直化を招く要因となってしまふ。また、各事業担当課が窓口となり申請から交付決定までの業務を行なっているために、補助金全体を俯瞰しチェックする機関が不在であるため適切な支出が行なわれているのかが判然とせず、市民に対しても情報が見えにくいものとなっている。

(1) 運営費補助金

① 補助金の不適切な充当

補助金の中には、研修会・勉強会と称した懇親会などへの支出、慶弔関係に対する支出等が含まれる可能性がある。

これらに対する補助金支出は、市民にとっては理解の得られないものであり、違法ではなくとも不当の域にあることが考えられるため、やむを得ず支出する場合にあっても市民感覚に基づく公益性の観点を強く意識する必要があると思われる。

② 団体の自立性の阻害

団体の活動は、本来、会員からの会費をはじめとするいわゆる自主財源で賄われるべきものである。

しかし、団体の自主財源に比して、交付を受ける補助金等の割合が相当高くなっている団体も見受けられるところである。こうした補助金等の構成割合が高い団体にあっては、団体の自主性を損ねるばかりでなく、団体の自立しようとする意欲までも低下させることも考えられることから、会費の額、あるいは事業の性格等を見極めた適切な補助率が求められる。

③ 中間団体を經由した補助金の交付

補助金の中には、本来補助を必要とする団体に交付されるまでに中間団体が存在するものがある。このような場合は、本来補助を受けるべき団体の公益性等の審査を市が自ら実施することが困難になり、適切な補助金執行がなされないことが考えられるため対応策を検討する必要がある。

(2) 事業費補助金

① 補助メニューの時代適合性

補助対象メニューが固定化し、時代への適合性が薄れているものが存在することが考えられるため、真に必要とされる補助対象メニューを常に研究することが重要である。

② 補助対象金額の適正化

補助対象金額は、常に社会情勢・物価変動等を注視し見直しを行う必要がある。また、事業費に対する補助金割合についても適切な設定を行う必要がある。

4. 補助金交付基準の見直し

補助金とは本来、公益上必要がある場合に支出されるものであるが、上述したようにいくつかの問題点を含んでいるのが現実である。

そこで、補助金等について、その必要性、有効性、効率性等を検証し各種補助金等を客観的に評価し、透明性、公平性を確保することとする。

(1) 補助金等の見直しの基準

【効果・必要性から見た基準】

- ① 交付目的、内容、支出の根拠（補助を必要とする理由）が明確か
- ② 交付目的、内容等が社会経済情勢に適合しているか（既に役割が終わっていないか）
- ③ 交付による効果が具体的かつ明確であり、客観的に見て公益上必要があるか
- ④ 事業活動の内容（使途）が、交付目的と合致しているか
- ⑤ 当初の設定目的から見て、一定の目的を達成しているもの見直し

- ⑥ 補助金額の積算基礎が明確になっているか
- ⑦ 長期にわたり交付され、既得権化していないか
- ⑧ 補助事業者等の構成委員の負担能力及び自己資金の状況から自主的な運営に委ねることが可能ではないか
- ⑨ 市民と行政の協働の観点から、真に市が補助すべき事業であるか

【効率性から見た基準】

- ① 団体等の決算における繰越金の額が補助金額を超えていないか（必要以上の補助が行われていないか）
- ② 同一の事業、団体等に対し、他の施策等により重複した補助が行われていないか
- ③ 補助額が総事業費の2分の1以内であるか
- ④ 団体等の構成員から会費等（自己負担金）を徴収しているか
- ⑤ 補助金が中間団体を經由して交付されていないか
- ⑥ 補助の対象となった経費に不適切なものが含まれていないか
- ⑦ 補助事業の効果に影響のない零細な補助になっていないか
- ⑧ 補助金等の申請・報告などの事務手続きを補助金の申請先である、市に任せきりという実態になっていないか

【補助制限から見た基準】

- ① 同種・類似する補助金等との整理・統合について検討する
- ② 個人を対象とする補助金等については、所得制限の導入について検討する
- ③ 限られた財源の中、新たな市民ニーズに対応するためスクラップアンドビルドの原則に立つこととする
- ④ すべての補助事業に終期を設ける期限付きの補助制度（サンセット方式）や、一定期間の中で段階的に補助金額を縮小していく補助制度（逡減方式）の導入について検討する

(2) 適正化のための方策

- ① 各種要綱に補助金を必要とする理由及び補助金額の積算基礎を明記する。
いわゆる「予算の範囲内」など不明確な補助率等を設定しているものは補助率の積算基礎等を明確化する。できる限り補助対象経費を明確化（補助メニュー化の実施）し、運営費補助から事業費補助への移行の努力をする。
ただし、現実には補助無しでは、運営が困難な団体も存在することから、その団体の公益上の必要性によっては、補助額を圧縮しつつ引き続き運営費補助を行うものとする。
- ② 既存の団体への運営費補助金について終期を設定することを検討する。
- ③ 新規の団体への運営費補助金については、原則として創設時に3年以内の終期を設定する。

なお、②及び③については均衡を失することのないようにする。

《既存補助金が有利になるようなことのないように、できる限り補助金交付の終期を設定すること。なお、どうしても補助金の終期を設定できない場合は、その理由を明確にすること》

④ 準公共的団体における運営費補助金については、当分の間、設立趣旨及び活動内容に鑑み補助対象経費の10分の10を交付する。

⑤ 補助金額を超える繰越金のある団体等は、翌年度に限り補助金を概ね2分の1減額し、翌々年以降の補助金額はこれを超えないものとする。

⑥ 団体への運営費補助金額の上限は、次のア) またはイ) のうち、小さいほうの金額とする。

ア) 補助の対象となる事業費の2分の1

イ) 補助の対象となる事業費から事業等収入(会費収入等)を差し引いた金額

⑦ 会員の自己負担(会費徴収)の無い団体への自立・自主運営の指導を行う。

⑧ 中間団体を經由しての補助金支出は、市から直接補助を必要とする団体へ交付する。

⑨ 実績報告における収支決算内訳の審査を厳格に行い、不用額の戻入に努める。特に次に掲げる経費は、原則として補助の対象としないものとする。

・食糧費 ・交際費 ・慶弔費 ・積立金(預貯金) ・上部・下部組織への補助、負担金 ・人件費(社会通念を超える金額)

⑩ 事業費補助金については、メニュー及び補助割合の適正化を図る。

原則として、事業費全額を補助金等で賄うことは特別な事情がある場合を除き行わないこと。

(3) 適正化への取組み

上記(1)により、各所属の補助金の見直しを実施し、(2)により適正化を実施する。なお、各所属における補助金適正化のための見直し作業は全職員が協力して行うとともに、企画政策課、財政課が必要な助言、協力を行う。

5. 今後の補助制度のあり方、方向性について

(1) サンセット方式を原則とする

新たに創設する奨励的な補助金については、補助の目的を達成するために必要な期限をあらかじめ設定し、いわゆる、サンセット方式を原則とする。そして、期限が到来したときは、原則として廃止することとし、その時点において引き続き補助を行う必要があると客観的に認められる場合に限り、補助を継続するものとする。

(2) 運営補助から事業補助へ転換する

団体を対象に交付する補助金については、補助効果からみて団体の運営に対する補助は原則として廃止し、団体の行う事業のうち、真に公益性・公共性の高い事業に対する補助に限定、そのために、補助対象経費を具体的に明確にしておく。

(3) 第三者機関による定期的な見直しを行う

補助金の見直しにあたっては、行政内部による評価に加えて、客観的、中立的立場から公益性や有効性等について審査する第三者機関を設置し定期的に見直しを行う。その場合の見直しの間隔としては、概ね3年に1度とする。

(4) 補助金の公表について

補助金の実態は、市民にはなかなか分かりにくく、事務事業評価表は公表してはいるものの、それだけでは不十分である。市民への説明責任を果たすためにも、今後、これまで以上に補助金の実態を市民に積極的に公表していく必要があり、そのためには、例えば、第三者機関が審査した内容を「補助金審査表」として作成し毎年公表すべきものとする。

(5) 公募型補助金制度創設に向けて

近年ますます多様化する市民ニーズに対応するためには、従来の市行政や団体による事業では限界があるので、施策目的の実現に有効と考える補助内容について事業者からの提案を受け審査の上決定していく公募制補助金を積極的に採用していく。